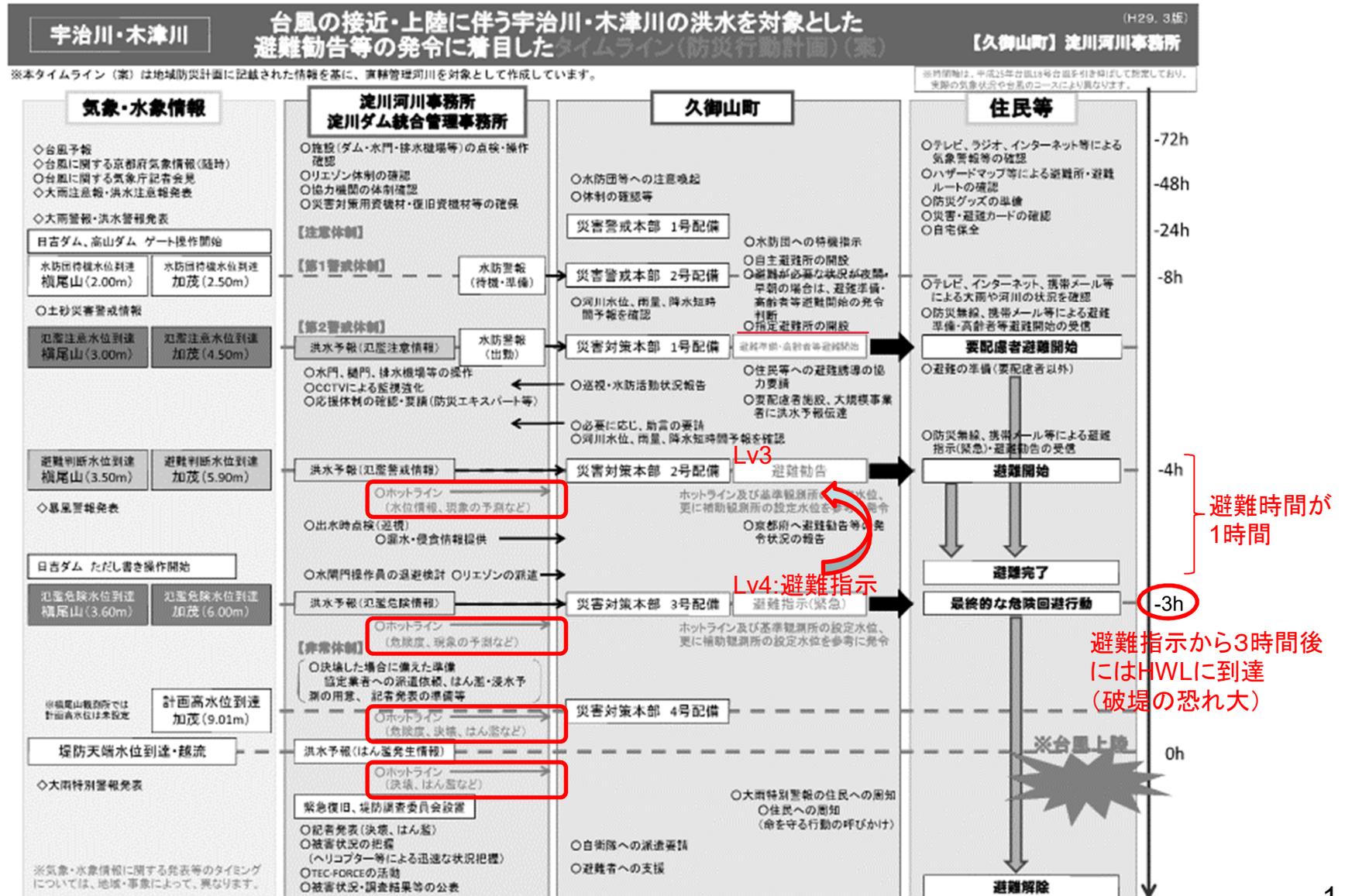




### 議題①: 河川管理者からのホットライン: 現状のタイミングで良いのか



## 議題①: 河川管理者からのホットライン: 現状の情報提供と今後の対応

### ○河川管理者からの情報提供

- ・予測水位の共有
- ・リモート会議の試行
- ・ホットライン

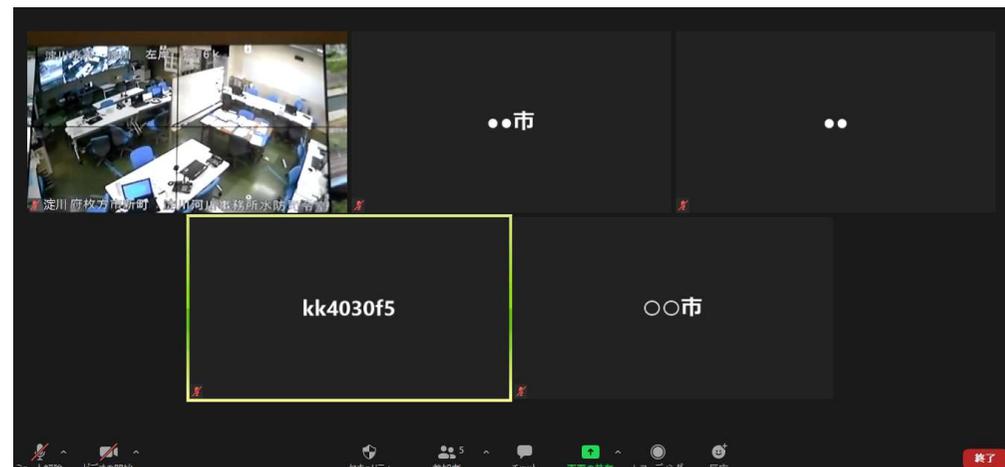


### <リモート会議の開催後の自治体意見>

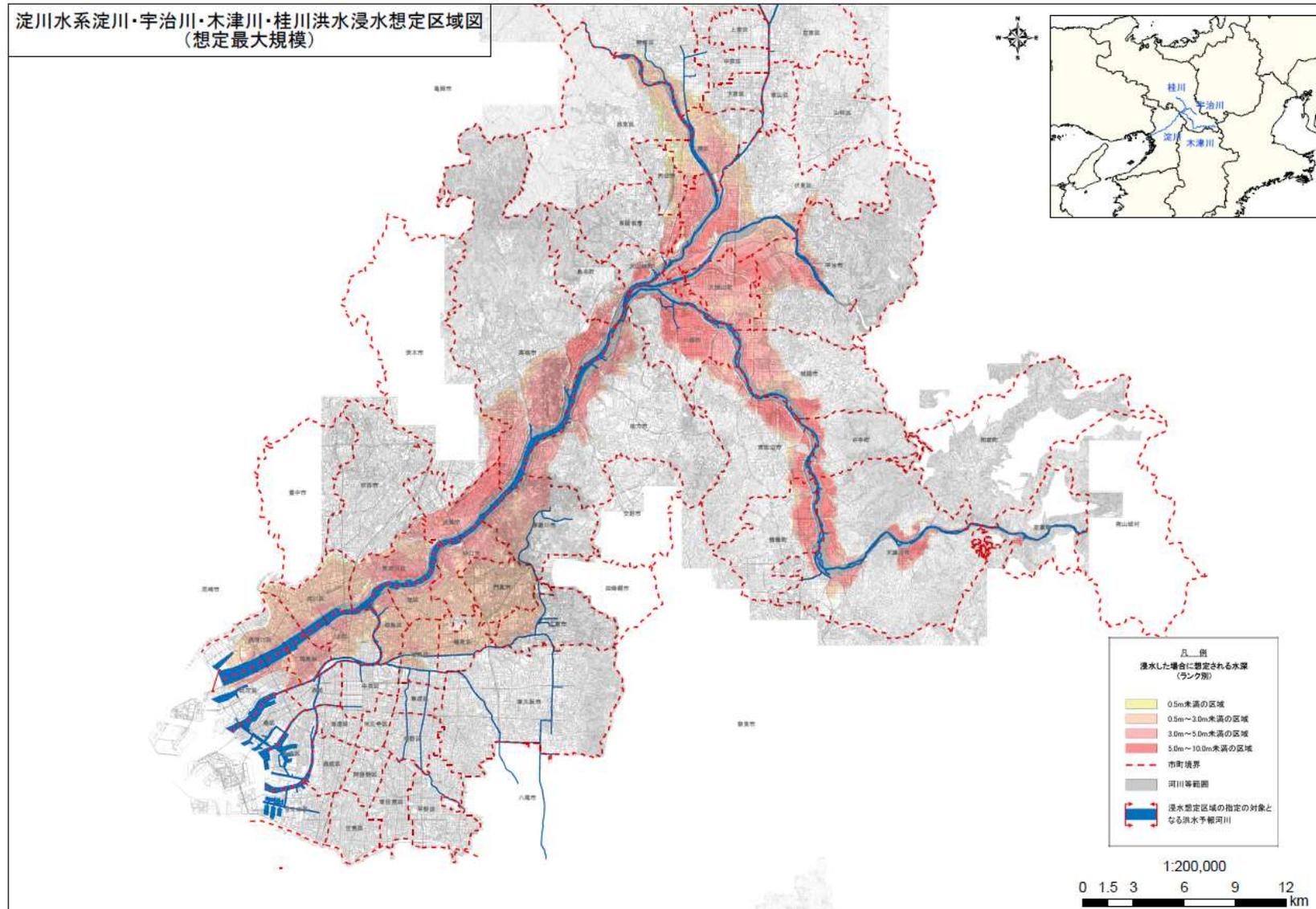
- ・隣接市の状況(体制立ち上げ、避難所開設等)が共有できる。
- ・市の幹部会でも事前情報として話げできた。
- ・避難所開設は洪水の水位だけでなく、暴風を踏まえ、事前に開設することとしており、隣接市と情報を共有していきたい。

### ○リモート会議の接続を継続

- ・通常、リモート会議等を行う場合は、会議時間のみ接続を行うが、**出水対応時(水防団出動等の警戒体制発令規模以上)**にもリモート会議を継続して接続し、**必要な情報はその都度共有。**



## 議題②: 広域災害における情報共有とタイミング: 淀川の氾濫は市境を越える氾濫



## 議題②: 広域災害における情報共有とタイミング: 空振りの懸念

### 避難時間だけでなく、近年洪水によるリードタイムを検討

- 浸水想定区域図(想定最大)では、平成25年洪水型を360mm/24hに引き延ばし、淀川の浸水リスクを表示しており、同様に木津川筋で多雨となった平成29年台風21号型、桂川筋で多雨かつ長時間の降雨となった平成30年7月豪雨を含む3洪水で洪水到達時間を確認。
- 3洪水とも想定最大規模となるため、水位上昇量も大きくなるが、**降雨からの判断であれば、9時間~27時間確保可能だが**、水位での判断では、**1時間~9時間**となるため、避難所開設や避難の移動を踏まえると、水位判断は困難。

#### ○平成25年型(浸想図同様)

下記時点から計画高水位超過までの時間を確認

・降雨量からの時間

流域平均雨量50mm 15時間

流域平均雨量100mm 9時間

・水位からの時間

氾濫注意水位 2時間

避難判断水位 1時間

#### ○平成29年型

下記時点から計画高水位超過までの時間を確認

・降雨量からの時間

流域平均雨量50mm 21時間

流域平均雨量100mm 16時間

・水位からの時間

氾濫注意水位 3時間

避難判断水位 2時間

#### ○平成30年型

下記時点から計画高水位超過までの時間を確認

・降雨量からの時間

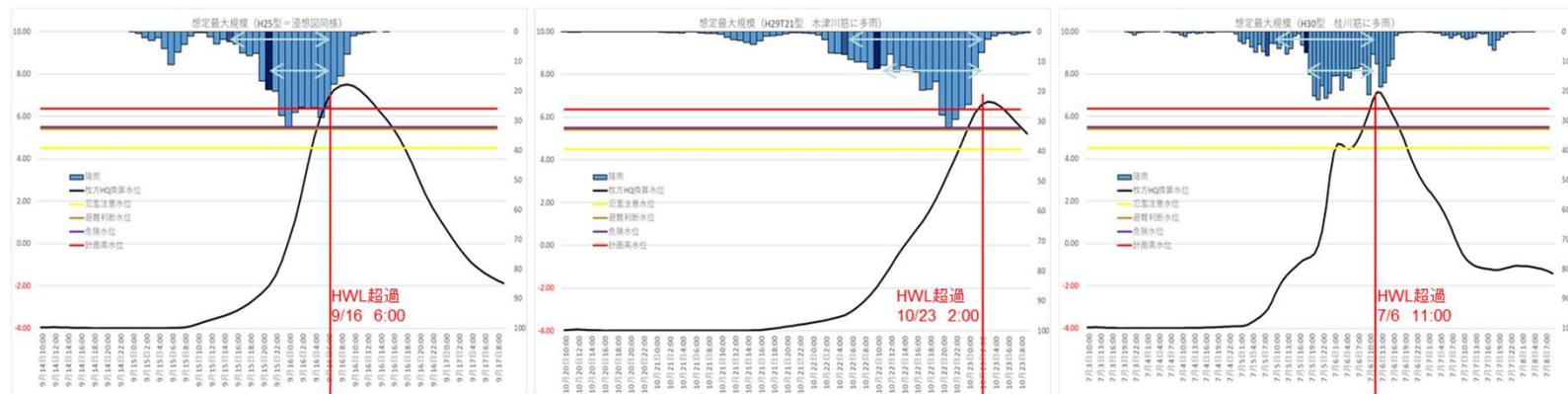
流域平均雨量50mm 27時間

流域平均雨量100mm 16時間

・水位からの時間

氾濫注意水位 9時間

避難判断水位 2時間



### 大阪府域三島広域避難WGでの議論

・広域避難のタイミングは、洪水発生前の予測降雨での判断が必要。

## 議題②: 広域災害における情報共有とタイミング: 空振りの懸念

**災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要** (内閣府(防災担当))

**趣旨**  
頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

**改正内容**

1. 災害対策基本法の一部改正

① 災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

1) 避難勧告・避難指示の一本化等  
 <課題>  
本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。  
 <対応>  
避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。

2) 個別避難計画(※)の作成  
 <課題>  
避難行動要支援者名簿(平成25年に作成義務化)は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。  
 <対応>  
避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化。

② 災害対策の実施体制の強化  
 1) 非常災害対策本部の本部長を内閣府理大臣に変更  
 2) 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置(※)  
 3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加

2. 内閣府設置法の一部改正  
 内閣府における防災担当大臣の必置化

3. 災害救助法の一部改正  
 非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用  
 国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

○ 広域避難に関する取組の推進  
 広域避難を検討している市町村における広域避難のための協定の締結割合 2020年度: 80% → 2025年度: 100%

公布日: 令和3年5月10日 施行期日: 令和3年5月20日

- ・今般の法改正により、災害発生前(おそれ段階)にて、国の災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域内の市町村については、都道府県の判断により災害救助法の適用を行うことが可能となります(改正後の災害救助法第2条第2項)。
- ・この場合において、**実際に災害が発生しなかった場合でも、避難所開設に要した費用については災害救助法による救助の対象(国及び都道府県による費用負担)となります。**
- ・なお、本部の廃止が告示された場合は、それ以後の費用については救助の対象とはなりません。

改正案	現行
<p>第二十一条(目的) 本法は、災害に発生し、又は発生するおそれがある場合において、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の他国及び国民の協力を下に、応急的に、必要な措置を行い、迅速により被害を軽減し、被災者を受け入れるための必要な保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。</p> <p>救助の対象</p> <p>第二十一条(目的) 本法は、災害に発生し、又は発生するおそれがある場合において、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の他国及び国民の協力を下に、応急的に、必要な措置を行い、迅速により被害を軽減し、被災者を受け入れるための必要な保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。</p> <p>救助の対象</p> <p>第二十一条(目的) 本法は、災害に発生し、又は発生するおそれがある場合において、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の他国及び国民の協力を下に、応急的に、必要な措置を行い、迅速により被害を軽減し、被災者を受け入れるための必要な保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。</p> <p>救助の対象</p>	<p>第二十一条(目的) 本法は、災害に発生し、又は発生するおそれがある場合において、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の他国及び国民の協力を下に、応急的に、必要な措置を行い、迅速により被害を軽減し、被災者を受け入れるための必要な保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。</p> <p>救助の対象</p> <p>第二十一条(目的) 本法は、災害に発生し、又は発生するおそれがある場合において、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の他国及び国民の協力を下に、応急的に、必要な措置を行い、迅速により被害を軽減し、被災者を受け入れるための必要な保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。</p> <p>救助の対象</p>

### 3. 災害救助法の一部改正

#### 非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。